

2014年2月7日 全2頁

独立取締役確保の努力義務

法制審の附帯決議を受けて、東証が規則を改正

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2014年2月5日、東京証券取引所は、上場会社に対し、独立取締役（取締役である独立役員）を少なくとも1名以上確保する努力義務を課す規則（有価証券上場規程）の改正を行った。
- これは、2012年の法制審議会の附帯決議を受けたものである。
- 2014年2月10日から施行される。

独立取締役確保に関する取引所規則改正

2014年2月5日、東京証券取引所（以下、東証）は、上場会社に対し、「取締役である独立役員¹」（独立取締役）を少なくとも1名以上確保する努力義務を課す有価証券上場規程の改正を行った²。

これは、2012年9月に法制審議会が「会社法制の見直しに関する要綱」³を採択した際の附帯決議の中で、「金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある」としたのを受けたものである。

¹ 一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役のこと（東証有価証券上場規程436条の2）。

² 東証の下記ウェブサイトに掲載されている。

（概要）<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/b7gje6000000myd3-att/b7gje60000049vr3.pdf>

（新旧対照表）<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/b7gje6000000myd3-att/b7gje60000049v4e.pdf>

³ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/content/000102013.pdf>）に附帯決議とともに掲載されている。拙稿「会社法制見直しの要綱案」（2012年8月22日付レポート）など参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/commercial/12082201commercial.html>

なお、「会社法制の見直しに関する要綱」を踏まえた「会社法の一部を改正する法律案」などが、2013年11月に国会に提出されている。法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00138.html）など参照。

また、拙稿「会社法改正法案の国会提出」（2013年12月5日付レポート）なども参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20131205_007976.html

改正のポイント

改正前の有価証券上場規程においても、上場会社に対して、「独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保するよう努めるものとする」との規定が設けられていた（改正前の東証有価証券上場規程 445 条の 4）。

いうまでもなく「取締役会における議決権を有している者」とは、「取締役」のことである（会社法 369 条参照）。従って、従来の規定の下でも、間接的にはあるが、上場会社は、その独立役員のうちに（社外）取締役が含まれること、すなわち、独立取締役を確保することを、東証から要請されていたといえるだろう。

今回の改正では、これが一步進められ、「取締役である独立役員を少なくとも 1 名以上確保するよう努めなければならない」（改正後の東証有価証券上場規程 445 条の 4）と、より直接的な表現になった。

もちろん、確保すべき独立取締役は 1 名以上であることに加え、（「遵守すべき事項」ではなく）「望まれる事項」（努力義務）に留まり、仮に違反しても、直ちにペナルティの対象とはならないものと考えられることから、改正前の規定から実質的な変更がなされるわけではないとの考え方もあり得るだろう。

しかし、私見だが、「意義を踏まえ…中略…努めるものとする」と、「1 名以上確保するよう努めなければならない」とでは、規範としての重みが大きく異なるように感じられる。すなわち、改正後の規定の下では、単に独立取締役の確保を検討するだけでは足りず、独立取締役の確保を実現すべく、真摯に取り組み、力を尽くすことが求められるものと、筆者は考える。少なくとも、独立取締役を確保できない「言い訳」探しに「努める」といった行為は許されないと解するべきだろう⁴。

なお、実務面では、今後、コーポレート・ガバナンス報告書や独立役員届出書などにおける独立取締役の取扱いがどのようになるかについても注目されるだろう。

施行日

改正後の有価証券上場規程は、2014 年 2 月 10 日から施行される。

なお、特段の経過措置は設けられていない。これは、内容が、（「遵守すべき事項」ではなく）「望まれる事項」（努力義務）に留まるためだと思われる。

⁴ もちろん、改正前の規定の下でも、本来、こうした行為は許されないと解することは可能であったし、筆者もそのように考えていた。